

文教・警察常任委員会資料  
平成30年(2018年)3月9日  
滋賀県警察本部  
警務部 警務課

## 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

本県の警察官以外の地方警察職員の定員を改めるため、滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 本県の警察官以外の地方警察職員の定員を増員することとします。（第1条関係）
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例新旧対照表

旧		新		
(職員の定員)		(職員の定員)		
第1条 警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項および警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の規定に基づき、滋賀県地方警察職員（2月以内の期間を定めて雇用される者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定により臨時的に任用される者、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者ならびに同法26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者および同条第7項の規定により臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。以下「警察職員」という。）の定員を次のように定める。		第1条 警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項および警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の規定に基づき、滋賀県地方警察職員（2月以内の期間を定めて雇用される者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定により臨時的に任用される者、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者ならびに同法26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者および同条第7項の規定により臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。以下「警察職員」という。）の定員を次のように定める。		
区	分	定 員	区	
警 察 官	警 視	96人	警 視	96人
	警 部	197人	警 部	197人
	警部補（巡査部長を含む。）	1,305人	警部補（巡査部長を含む。）	1,305人
	巡 査	684人	巡 査	684人
	計	2,282人	計	2,282人
警 察 官 以 外 の 警 察 職 員	298人	警 察 官 以 外 の 警 察 職 員	299人	
合 計	2,580人	合 計	2,581人	
2 前項に定める警察官の定員2,282人のうち36人は、主として道路における交通の安全と円滑に係る指導取締りに関する事務に従事する警察官の定員とする。		2 前項に定める警察官の定員2,282人のうち36人は、主として道路における交通の安全と円滑に係る指導取締りに関する事務に従事する警察官の定員とする。		
3 および4 省略		3 および4 省略		
第2条以下 省略		第2条以下 省略		